

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 10 月まで

勤務した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し、保険料は定期的に納めていた。その後、保険料を未納とした期間があったことから、納付を促すハガキが届いたので、その期間の保険料は全額納めた記憶があるが、9 か月間が未納とされているのは納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「国民年金保険料の未納期間について、市役所から納付を促すハガキが届いたので、自ら郵便局に出向き現金で約 5 万円を一括して納めた。」と具体的に主張するとおり、当時、申立期間について納付のお知らせ（納付勧奨）を行っていたことが市の国民年金被保険者名簿の記録から確認できるとともに、納付したとする金額についても、当時の保険料額とおおむね一致することから、その主張に不合理な点はみられない。

また、オンライン記録によると、申立期間に近接する昭和 54 年 8 月から 55 年 7 月までの期間については、当初、未納とされていたが、その後、納付済期間に訂正されるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性が高い。

さらに、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っており、結婚後においても国民年金に任意加入するなど納付意識が高かったことがうかがえる。

加えて、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで及び 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、昭和 47 年 4 月ごろに、当時居住していた市の職員から、今なら過去の国民年金保険料をさかのぼって納めることができると説明を受け、納めた記憶がある。

申立期間②について、転居が多かったことから未納が無いように注意し、納付書が交付されていれば重複してまで納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、市の職員から、今なら過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できるという説明を受け、昭和 47 年 4 月ごろに納付したと主張しており、その時期は、第 1 回特例納付実施期間中であることが確認できる。

また、申立人が納付したと申し立てている金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立期間当時、市では、広報誌で特例納付を勧奨していたことが確認でき、市の職員から聴取しても、特例納付の納付書を発行していた可能性を認めている。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金への加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後は任意加入への切替手続を適正に行っていたことも確認できる。

また、申立人は、「転居が多かったので、未納期間が無いように注意して納付していた。」と主張しているとおりに、転居した際、前後の住所地で発行された納付書で重複して納付していることが確認でき、3か月と短期間である申立期間②について、あえて納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年1月まで

申立期間当時は、学生で収入が無かったので、国民年金の加入手続と保険料納付は母親に頼んでおり、きちんと納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、納付勧奨を受けた経緯について具体的に証言しており、事実、オンライン記録を見ても、申立期間に係る保険料の納付書が平成8年6月に発行されたことが確認できることから、その主張内容には信^{びよう}憑性が認められる。

また、申立人の未納とされている期間は1回、かつ7か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

さらに、申立期間当時同居していた二人の姉も、申立期間と同期間について納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月20日は52万8,000円、17年7月20日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成13年4月1日から同年6月4日まで

ねんきん定期便を見たところ、給与支払明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、被保険者となっていない期間がある。また、賞与についても記録が漏れているところがある。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間①及び②において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成16年7月20日を52万8,000円、17年7月20日を45万円にすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成16年7月20日の標準賞与額に係る保険料を納付したとしているが、事業主から提示された納入告知書においては、平成16年7月20日の標準賞与額に係る保険料は含まれていないことが確認できる、また、17年7月20日の標準賞与額に係る保険料の納付について、事業主は、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人が提出した給与支払明細書及び事業所の回答から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申出人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の平成10年4月から12年1月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月1日から12年2月29日まで

ねんきん定期便を見て、A社に勤務していた申立期間について標準報酬月額が9万2,000円になっていたことを知った、当時、給料が下がった記憶はなく、標準報酬月額44万円の保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年4月から12年1月まで44万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月29日以降の同年3月9日付けで、申立人の標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「自分は、総務・経理担当の取締役であり、社長の指示により全喪届と被保険者資格喪失届の事務手続を行ったが、当該^{そきゅう}遡及訂正処理についての話は一切聞かされておらず、当然、関与していない。」としている上、別の取締役は、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された事情は知らず、経営者会議でも話されたことはなかった旨の証言をしている。

さらに、事業主は、「社会保険からの脱退と滞納金の支払について相談するために社会保険事務所（当時）に出向いた。」と証言している。

加えて、申立人は申立期間を含む全ての雇用期間について雇用保険の加入履歴を有している。

以上のことから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成15年7月13日及び同年12月12日については54万3,000円、16年7月13日及び同年12月10日については55万6,000円、17年7月8日については56万円、同年12月9日については55万1,000円、18年7月14日及び同年12月8日については56万円、19年7月13日については57万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月13日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月14日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年7月13日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、申立期間①及び③については厚生年金保険の記録が無く、申立期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については実際に支給された金額よりも低い金額で記録されている。標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が提出した賞与支払明細書から、申立

人が事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

また、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成 15 年 7 月 13 日は 54 万 3,000 円、16 年 7 月 13 日は 55 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該賞与に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した賞与支払明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間の標準賞与額について、平成 15 年 12 月 12 日は 54 万 3,000 円、16 年 12 月 10 日は 55 万 6,000 円、17 年 7 月 8 日は 56 万円、同年 12 月 9 日は 55 万 1,000 円、18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 8 日は 56 万円、19 年 7 月 13 日は 57 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年3月16日まで
ねんきん定期便を見ると、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額が16万円となっているが、給与明細書では26万円の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年2月までは26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月16日以降の同年3月22日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が16万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が保管している給与明細書、標準報酬月額・社会保険料決定通知書から、当該遡^{そきゅう}及訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に遡^{そきゅう}及訂正処理されている元同僚から、「申立期間について、給料が大幅に下がった覚えは無い。」との証言を得ている。

加えて、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により取締役でなかったことが確認できるほか、事業主の妻の証言より、現場の作業員であったことが確認できることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月21日から同年9月1日まで

昭和60年8月末までA社に勤務し、同年9月1日から関連会社に異動になったが、厚生年金保険の加入記録を調べたところ、申立期間の記録が抜けていることがわかった。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元事業主の証言等から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和60年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年7月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成16年4月1日に資格を取得して現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、18年12月8日に賞与（1万9,950円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を1万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月8日

A事業所から育児休業期間中に支給された賞与について、同事業所は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが判明した。それにより当該期間の賞与が年金額に反映しないのは納得できないので、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月8日に、A事業所から賞与を支給されていることが、同事業所から提出された給与支給明細書（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書（写）における当該賞与額から、1万9,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年4月1日に資格を取得して現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、18年12月8日に賞与（35万4,000円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を35万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A事業所から育児休業期間中に支給された賞与について、同事業所は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが判明した。それにより当該期間の賞与が年金額に反映しないのは納得できないので、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月8日に、A事業所から賞与を支給されていることが、同事業所から提出された給与支給明細書（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書（写）における当該賞与額から、35万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成9年4月1日に資格を取得して現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、18年12月8日に賞与（23万8,900円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を23万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A事業所から育児休業期間中に支給された賞与について、同事業所は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが判明した。それにより当該期間の賞与が年金額に反映しないのは納得できないので、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月8日に、A事業所から賞与を支給されていることが、同事業所から提出された給与支給明細書（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書（写）における当該賞与額から、23万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成17年11月1日に資格を取得し、19年1月1日に資格を喪失しているところ、当該期間のうち、18年12月8日に賞与(33万3,920円)が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を33万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月8日

A事業所から育児休業期間中に支給された賞与について、同事業所は、社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出していないことが判明した。それにより当該期間の賞与が年金額に反映しないのは納得できないので、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月8日に、A事業所から賞与を支給されていることが、同事業所から提出された給与支給明細書(写)により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書(写)における当該賞与額から、33万3,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得して現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、19年6月29日に賞与（2万5,596円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を2万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月29日

A事業所から育児休業期間中に支給された賞与について、同事業所は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが判明した。それにより当該期間の賞与が年金額に反映しないのは納得できないので、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年6月29日に、A事業所から賞与を支給されていることが、同事業所から提出された給与支給明細書（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書（写）における当該賞与額から、2万5,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成5年4月1日に資格を取得して現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、19年6月29日に賞与（25万1,370円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を25万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年6月29日

A事業所から育児休業期間中に支給された賞与について、同事業所は、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが判明した。それにより当該期間の賞与が年金額に反映しないのは納得できないので、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年6月29日に、A事業所から賞与を支給されていることが、同事業所から提出された給与支給明細書（写）により確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与支給明細書（写）における当該賞与額から、25万1,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和29年7月30日に、同社C出張所における資格喪失日に係る記録を37年12月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、29年7月を1万円、37年8月から同年11月までを2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格喪失日及び同社E工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年8月から同年10月までを2万2,000円、同年11月から40年10月までを2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和37年8月20日から同年12月24日まで
③ 昭和38年8月20日から40年11月1日まで

私は、A社に昭和29年4月に入社し、44年12月まで継続して勤務していた。その間、事業所を異動しているが、すべて同一会社内の転勤であるので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、事業所から提出された辞令、申立人が提出した給与支払明細書及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年7月30日に同社C出張所から同社B工場に異動、37年12

月 24 日に同社C出張所から同社D工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後のオンライン記録から昭和 29 年 7 月を 1 万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 社C出張所における 37 年 1 月のオンライン記録、及び給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料は無いが、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を誤って届け出た可能性を認めていることから、事業主が申立人の A 社B工場に係る資格取得日を昭和 29 年 8 月 1 日とし、同社C出張所に係る資格喪失日を 37 年 8 月 20 日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 29 年 7 月及び 37 年 8 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、事業所が提出した組織図、及び申立人が提出した給与支払明細書により、申立人が A 社に継続して勤務し（昭和 38 年 11 月 1 日に A 社D工場から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額のうち、昭和 38 年 8 月から同年 10 月までの期間については、申立人に係る A 社D工場における 37 年 12 月のオンライン記録、及び給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から 2 万 2,000 円とし、38 年 11 月から 40 年 10 月までの期間については、申立人に係る同社E工場における 40 年 11 月のオンライン記録、及び給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、2 万 6,000 円とすることが必要である

なお、事業主が当該期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料は無いが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を誤って届け出た可能性を認めていることから、事業主が申立人の A 社D工場に係る資格喪失日を昭和 38 年 8 月 20 日とし、同社E工場に係る資格取得日を 40 年 11 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 8 月から 40 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から同年5月16日まで

私は、定年まで継続してBグループで勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において当該事業所の関連会社であるC社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、元同僚は「子会社以外の関連会社に出向させる場合、親会社であるA社に籍を戻していた。」と証言しており、事実、申立人は、子会社のD社から関連会社のC社に出向して働いていた期間のうち、申立期間を除く昭和46年5月16日から定年(48年6月16日)までの期間は、親会社のA社で厚生年金保険の被保険者となっている。

さらに、申立人の妻は、C社に出向していた期間は、A社から給与が振り込まれていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の

オンライン記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成11年4月1日に、A事業所に正社員として入社した。私が所持する雇用保険被保険者証の資格取得日は、同年4月1日となっているので、申立期間について厚生年金の記録が無いことは考えられない。銀行預金通帳の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答から、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した銀行預金通帳の給与支給額から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが推認できる上、事業主もこれを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成11年5月のオンライン記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が社会保険の手続を委託している会計事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、申立人の資格取得日を平成11年5月1日として届け出たことが確認できるこ

とから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年11月から38年9月までは1万円、同年10月から39年8月までは、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から39年9月1日まで

オンライン記録では、A社B工場において昭和37年11月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後、同社本社において39年9月1日に資格を取得していることとされており、厚生年金保険の加入期間に空白があるが、当時同社に継続して勤務していたため、社会保険庁（当時）の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の総務部長並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年11月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和37年10月のオンライン記録、及び同僚の申立期間に係るオンライン記録から、同年11月から38年9月までは1万円、同年10月から39年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、事業主も死亡しているため確認することはできないが、事業主による申立てどおりの被保険者資格取

得届やその後に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれを記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和 39 年 9 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 11 月から 39 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで18万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が18万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで16万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が16万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで22万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が22万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで17万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が17万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで16万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が16万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで18万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が18万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要と認められる。

栃木厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで17万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が17万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで22万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が22万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

栃木厚生年金 事案 799

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から9年2月までに係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年3月1日まで
社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与より大幅に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月まで12万6,000円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月1日以降の同年3月4日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年10月から9年2月までの標準報酬月額が12万6,000円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主から、「申立人は、一般従業員であり、社会保険事務に関する権限は、事業主である私一人が有していた。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12万6,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月25日）及び資格取得日（昭和37年8月21日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年12月から37年2月までは1万2,000円、同年3月から同年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月25日から37年8月21日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険期間が無いことがわかった。

しかし、申立期間は、設立したばかりの子会社が軌道に乗るまでということで手伝いに行っていたので、記録が無いことは考えられない。当時の給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和35年2月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、36年12月25日に資格を喪失した後、37年8月21日に同社において再度資格を取得しており、36年12月から37年7月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、B社が保管する人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間における当該事業所の加入記録が無い同僚が3人確認でき、そのうちの1人は、「本社に籍を置いたまま子会社に出向していた。給料計算は、出向時も本社で行っていた。」と証言している。

さらに、別の同僚は、申立期間の一部に係る給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立期間ではないが子会社へ出向していた同僚の厚生年金保険の加入記録は、A社のみであることが確認できる上、当該同僚は、「出向していた期間の給与計算は本社で行っていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚のオンライン記録から、昭和36年12月から37年2月までは1万2,000円、同年3月から同年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月12日については22万円、同年12月28日については17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日
② 平成18年12月28日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった所得税源泉徴収簿により、申立人が平成18年8月12日及び同年12月28日に事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②における申立人に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については22万円、申立期間②については17万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 802

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成11年5月から12年9月までは41万円、同年10月から13年8月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月1日から13年9月21日まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成11年5月から13年8月までの期間について標準報酬月額が低くなっていた。給与明細書では約41万円の給与が支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年5月から12年9月までは41万円、同年10月から13年8月までは44万円と記録されていたところ、同年5月9日付けで、定時決定の記録を取り消された上で遡^{そきゅう}及して11万8,000円に訂正されており、申立人のほか4人についても、申立人と同様に遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主によると、「平成13年ごろに滞納していた厚生年金保険料を減らすため、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理をした。」と証言している。

さらに、申立人は、商業登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元事業主は、「申立人は、製造部長をしていたので、社会保険手続の事務には関与していない。」と証言している。

加えて、市町村から提供された課税証明書の社会保険料控除額からも、訂正前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年5月9日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正

処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の11年5月から13年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、11年5月から12年9月までは41万円、同年10月から13年8月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のC社における資格取得日は昭和50年3月11日、資格喪失日は同年9月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月11日から同年9月16日まで

私は、申立期間については、A社B部からC社に出向していた。厚生年金基金連合会からの通知では申立期間についても記録が確認できるのに、社会保険事務所（当時）の記録だけが抜けているのは納得できない。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所が保管する厚生年金基金加入員台帳から、申立人が申立期間についてC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人がC社において、昭和50年3月11日に資格を取得し、同年9月16日に資格を喪失したことが確認できる。

さらに、A社に確認したところ、「過去の資料を見ると、複写式の届出用紙を使用しており、基金に提出したものと同内容の書類を社会保険事務所に提出していたと思われる。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、C社の事業主は、申立人が昭和50年3月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所が保管する厚生年金基金加入員台帳の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年7月まで
会社を立ち上げた平成3年ごろ、国民年金保険料の納付書が来ていたので納付した。その後も納付書が送られてきたので、妻が私と二人分の保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻から聴取しても、納付方法等に係る記憶は曖昧であり、申立人自身は保険料納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成3年10月から9年7月まで、自らが興した事業所において厚生年金保険に加入していることから、申立期間は国民年金の被保険者とはならない期間であり、事実、市町村が保管する国民年金被保険者名簿を見ても、申立人が3年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

さらに、申立人は、平成3年度の国民年金保険料を、同年5月24日に一括して納付したものの、同年10月から厚生年金保険に加入したため、同年10月から4年3月までの国民年金保険料について、4年4月30日付けで還付を受けた記録が確認できることから、これより後の申立期間について国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年7月まで

夫が会社を立ち上げた平成3年ごろ、国民年金保険料の納付書が来ていたので納付した。その後も納付書が送られてきたので、夫と二人分の保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付した時期、納付金額等に係る記憶は曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成3年10月から9年7月まで、夫が興した事業所において厚生年金保険に加入していることから、申立期間は国民年金の被保険者とはならない期間であり、事実、市町村が保管する国民年金被保険者名簿を見ても、申立人が3年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

さらに、申立人は、平成3年度の国民年金保険料を、同年5月24日に一括して納付したものの、同年10月から厚生年金保険に加入したため、同年10月から4年3月までの国民年金保険料について、4年4月30日付けで還付を受けた記録が確認できることから、これより後の申立期間について国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 694 (事案 127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで、45 年 4 月から同年 6 月まで、45 年 10 月から 46 年 6 月まで、46 年 10 月から同年 12 月まで、47 年 7 月から同年 9 月まで及び 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月まで
④ 昭和 46 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。私は、国民年金保険料は税金と同様に義務だと思って納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間における国民年金保険料の納付方法及び納付金額等について聴取しても明確な回答は得られない上、申立期間は 6 回、合計 39 か月に及んでおり、行政側の瑕疵により申立期間の国民年金納付記録が不明になったとは考え難いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、新たな資料は提出しておらず、申立人から再聴取しても、納付方法等の記憶が曖昧なため、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見出せない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 26 日まで

A社に勤務していた申立期間において、月に 50 万から 60 万くらい給料を貰っていたが、オンライン記録では標準報酬月額がそれより低い金額となっている。申立期間の給与台帳があるので、適正な記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する賃金台帳において確認できる、申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低い額であることが確認できることから、記録訂正する必要は認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、平成 10 年 4 月 26 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 4 月 30 日付けで、申立人の標準報酬月額が、8 年 4 月から 9 年 9 月まで 47 万円から 20 万円に、同年 10 月から 10 年 3 月まで 50 万円から 20 万円に減額訂正されたことが確認でき、さらに 10 年 7 月 6 日付けで、8 年 7 月から 10 年 3 月までの標準報酬月額

を9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役ではなかったことが確認できるところ、A社の前身会社においては代表取締役であり、A社の後継事業所では、取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「銀行等の融資を受ける都合上、A社の代表取締役には就けなかったため、別の者を社長にしていた。会社の業務に関しては自分が把握していた。」と証言しており、当時の経理担当者は、「申立人は代表取締役ではないものの、会社の最終的な決定権は申立人にあった。社会保険事務所（当時）との交渉も、申立人が行っていたと思う。」と証言していることから、申立人は同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 11 日から 38 年 5 月 1 日まで

昭和 36 年 4 月 1 日から A 社に勤務しているはずであるが記録が抜けている上、退職した日も違っている。給与から健康保険・厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が A 社に継続して勤務していたことがうかがえるものの、入社日及び退職日を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

また、申立人及び元同僚から聴取したところ、「給与は、毎月現金で渡されていたが、厚生年金保険の保険料額は分からない。」としており、別の同僚も、「厚生年金保険の加入については分からない。」と証言している。

さらに、申立人は、A 社での勤務期間及び申立期間における健康保険証の所持の有無等に関する記憶は不明瞭である。

加えて、A 社は、昭和 40 年 11 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死去していることから、当該事業所における厚生年金保険の取扱状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 59 年 10 月まで
② 昭和 60 年 5 月から 61 年 9 月まで

申立期間については、正社員として勤務し、退職時に会社に健康保険証を返した記憶がある。また、国民年金の保険料を請求された記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び事業主の証言等から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

また、事業主は、「当時は、B国民健康保険組合に加入していたので、自分をはじめ従業員は国民年金に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人の業務内容についての記憶から申立人がC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所

であった事実は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、同社は平成8年6月1日に閉鎖されており当時の状況を確認することはできない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の同僚に関する記憶も曖昧^{あいまい}で特定することができず、証言を得ることはできない。

さらに、申立人は申立期間当時、区役所において国民健康保険の加入手続きをした記憶があるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年5月1日まで

A社B支店には、公共職業安定所の紹介で平成元年3月に入社したはずなのだが、厚生年金保険の記録を見ると、同年5月1日に資格取得したことになっており、2ヶ月間の空白があるのが納得いかない。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録によると、申立人の入社日は平成元年5月1日と記録されており、面接試験時に提出された申立人の履歴書には、同年4月1日と記載されていることから、「3月から勤務した。」とする申立人の主張は不自然である上、同事業所の事務担当者は「履歴書に4月1日付とある以上、それ以前に雇い入れることはない。」と証言している。

また、申立人は、「入社した当初は試用期間があり、その間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と記憶しており、申立人同様、中途採用の同僚は、「入社時は時給扱いで、厚生年金保険には加入していなかった。正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書に記載されている取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人に係るA社B支店における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者期間と符合している。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 63 年 3 月から A 社で職人として働き始めたが、最初の 2 か月について厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言から申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「職人は正社員として採用していたが、試用期間を設けており、試用期間終了後に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。申立人についても、試用期間を設けていた可能性がある。」と回答している。

また、申立人と同様の職種ではないものの、同時期に勤めていた同僚は、「入社と同時に社会保険に加入していなかった。」と証言しており、事業主の証言と一致する。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合している。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 26 日から 3 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 12 月 1 日に A 社（現在は、B 社）において厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 5 年 3 月 16 日に被保険者資格を喪失するまで厚生年金保険に継続して加入していたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間に A 社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B 社から提出された申立人に係る「平成 2 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額によると、雇用保険料の自己負担額相当額のみが控除されていることが推認できる。

また、申立期間当時に A 社において社会保険事務を担当していた同僚から「期間は覚えていないが、夫の扶養に入るということで申立人が社会保険を外れたことがあった。」との回答を得ており、事実、申立人の平成 2 年分給与所得の源泉徴収票によると、給与支払金額は 94 万 7,550 円と夫の社会保険の扶養の範囲内（130 万円未満）となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時に当該事業所より社会保険手続事務を委託されていた社会保険労務士事務所から提出のあった資料により、申立人が平成元年 12 月 26 日付にて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、3 年 2 月 1 日付にて被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 810

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の職員から連絡を受け、私の標準報酬月額が申立期間において大幅に引下げられていることを知った。申立期間当時の給与は、月額 55 万円だったので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成9年3月1日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、同日後の同年3月4日付で、7年4月から8年9月までは20万円から9万2,000円に、同年10月から9年2月までは15万円から9万2,000円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、社会保険事務に関する権限を有していたことを認めており、「保険料を滞納して支払える状況になかったため、厚生年金保険を脱退した。」と証言している上、社会保険事務所が保管していた滞納処分票によると、申立人が滞納保険料の納付方法について社会保険事務所の職員と交渉していたことが確認できることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 20 日から 59 年 10 月 6 日まで
A社には、新聞広告等の求人情報で正社員として入社した。当時の給料明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間の一部についてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは昭和 62 年 3 月 1 日であり、それ以前の申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、新規適用時の従業員は、「昭和 61 年入社当時は、事業所が社会保険に加入しておらず、個々人が国民健康保険へ加入していた。」との回答を得た。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「申立期間当時は、事業所として厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨の証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで

ねんきん特別便が届き内容を確認したところ、A社B所に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給料と比べて低い金額となっている。自分の年金記録は、他にも誤りが見つかったので、よく調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「社会保険被保険者台帳」を見ると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、当該台帳には、申立人がその記録について確認した旨の印が押されている。

さらに、申立人の標準報酬月額そきゅうの記録について、遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。